

監査結果に係る措置通知書

環境局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(2) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、松森工場においては、予定価格が100万円を超える令和3年度松森工場トラックスケール点検整備業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のため、局内各課公所長に対し、監査結果を踏まえた留意事項について所属職員へ周知徹底するとともに、決裁等の機会を捉えて事務事業が適正に執行されていることを日常的に確認及び点検するよう、局長名で通知した。</p> <p>また、松森工場においては、関係職員全員に対し随意契約ガイドライン等を用いた研修を実施し、契約事務を適切に行うよう周知徹底するとともに、起案及び決裁の都度、随意契約チェックシートを用いて、随意契約の根拠条項に該当するかの確認を徹底することとした。</p> <p>工場内研修実施日 令和4年2月2日及び同月3日 局内通知日 令和4年2月28日</p>	